

## 指定介護予防認知症対応型共同生活介護ハピネス五戸の運営規程

### (趣旨)

第 1 条 社会福祉法人ファミリーが開設する指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下『介護予防認知症対応型共同生活介護』という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第 2 条 要介護者であって認知症の状態にあるもの（以下『入居者』という。）について、共同生活住居において、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第 3 条 運営の方針は次の通りとする。

- (1) 入居者の介護予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行う。
- (2) 自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。
- (3) 入居者ができる限り要介護状態とならないで、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たる。
- (4) 入居者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、入居者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスを行わないよう配慮する。
- (5) 入居者とのコミュニケーションを十分に図る等、様々な方法で、入居者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるよう努める。

### (名称及び所在地)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 ハピネス五戸
- (2) 所在地 青森県三戸郡五戸町字姥堤 3 4 番 1

### (従業者の職種、員数、及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 人（常勤・兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1 人以上（常勤・兼務）  
介護予防認知症対応型共同生活介護計画に関する業務を行い、また、自らも介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- (3) 介護職員 5 人以上  
介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

### (介護予防認知症対応型共同生活介護の入居定員)

第 6 条 介護予防認知症対応型共同生活介護の入居定員は、次の通りとする。

9 人

### (介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、『介護計画』という）の作成)

第 7 条 サービスの提供に当たっては、主治医または歯科医師からの情報伝達を通じる等、適切な方法で入居者の心身状況、その置かれている環境等入居者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。

- 2 計画作成担当者は、入居者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護職員と協議の上、介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、目標を達成するための具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した介護計画を作成する。

- 3 介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域活動への参加等、入居者の多様な活動の確保に努める。
- 4 介護計画の作成に当たっては、その内容について入居者またはその家族に対して説明し、同意を得、交付する。
- 5 サービスの提供に当たっては、介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な支援をおこなう。
- 6 介護計画に基づくサービスの提供開始から終了するまでに少なくとも1回は実施状況の把握（モニタリング）をおこなうとともに、入居者の様態の変化等の把握を行う。
- 7 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ、介護計画の変更を行う。

（介護予防認知症対応型共同生活介護の内容）

第 8 条 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次の通りとする。

- (1) 入居者の生活時間は、午前6時30分から午後9時までとする。
- (2) 入居者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切に行う。
- (3) 入居者及び介護従業者が共同で行う家事全般
- (4) 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、入居者または家族が行なうことが困難である場合、同意を得ての代行
- (5) 健康管理の提供
- (6) その他のサービスの提供

（利用料その他の費用の額）

第 9 条 介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記されている額とする。

2 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、事前に文章により、入居者・ご家族に説明し支払いに同意する旨の文章に記名押印を受ける。同意を得たものに限り実費を徴収する。

	料 金	備 考
食 材 費	1 0 0 0 円（1日）	
居 室 費	2 1, 0 0 0 円（1月）	一日あたりでは700円
光 熱 水 費	7, 6 5 0 円（1月）	一日あたりでは255円
嗜好等に関わる交通費	5 0 0 円（片道）	五 戸 町
	1, 0 0 0 円（片道）	五戸町以外
	実 費	公共交通機関を利用の場合
嗜好等に関わる諸経費	実 費	入場料等
理 美 容	実 費	
お む つ 代	実 費	
ク ラ ブ 費	実 費	個人保管の作品材料費
出 納 貴 重 品 管 理 費	1, 0 0 0 円	該当者のみ

（入居者が介護サービスの提供を受ける際に入居者側が留意すべき事項）

第 1 0 条 居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用する。

- 2 施設内は禁煙である。
- 3 飲酒は常識の範囲内で行う。
- 4 対人、対物に危害を加えたり、迷惑な騒音を発せられる場合は契約解除になる場合がある。
- 5 事業所内での他の入居者等に対する宗教活動及び政治活動は行わない。

（協力病院等）

第 1 1 条 入居者の病状の急変に備えるため、あらかじめ、協力医療機関及び歯科医院を定める。

- 2 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、病院等との連携及び支援体制を整える。
- 3 看護師による24時間連絡体制を確保する。

(緊急時における対応)

第12条 サービス提供中に入居者に急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医・救急隊・ご家族・関係機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(秘密保持等)

第13条 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。  
2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。  
3 入居者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

(苦情に対する対応)

第14条 サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者を置く。  
2 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容を記録する。  
3 場合により、関係機関等に報告する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 事故防止のため定期的に研修を行う。  
2 事故が発生した場合、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡するとともに、受診等、必要な措置を講じる。  
3 入居者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(身体拘束に対する対応)

第16条 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。  
2 やむを得ず身体拘束等を行う場合、関係者等によって協議し、その入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由と経過を記録する。  
3 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の事を行う。  
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  
(2) その他、指針の作成等、身体的拘束の適正化の為に必要な業務体制を整備する。  
(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上行う。

(虐待防止に関する事項)

第17条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から次のことを行う。  
(1) 虐待防止の為に対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。  
(2) その他、指針の作成等、虐待防止の為に必要な業務体制を整備する。  
(3) 虐待を防止するための定期的な研修を年2回以上行う。

(衛生管理等)

第18条 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下のことを行う。  
(1) 感染症の予防及びまん延の防止の為に対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。  
(2) 感染症の予防及びまん延の防止の為に指針を整備する。  
(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為に研修、訓練を年2回以上行う。

(調査への協力等)

第19条 市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、必要な改善を

行う。

(地域との連携等)

- 第20条 運営推進会議を設置し、おおむね2ヶ月に1回、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、要望、助言を聞く機会を設ける。また、記録を作成し、必要に応じその記録は公表する。
- 2 地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図る。

(記録の整備)

- 第21条 入居者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(非常災害対策)

- 第22条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行なう。
- (1) 防火管理者は併設事業所の防火管理者を当て、火元責任者には介護職員を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行なう。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・・・・・・・・年2回以上
- ② 入居者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年3回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる

(業務継続計画に関する事項)

- 第23条 非常災害や感染症の発生時において、同一敷地内にある事業所と共同しサービスの提供を継続的に実施するための計画を策定し以下の事を行う。
- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修、訓練を行う。
- (2) 業務継続計画は必要に応じ見直し、変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

- 第24条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- ① 全ての介護従事者(医療、福祉関係の資格を有さない者)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- ② 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ③ 継続研修 年4回以上

(附則) この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。